

6 取 信 第 1 9 号
平成 6 年 12 月 12 日

通商産業局消費経済課長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長

割賦販売法施行規則様式第11の予約前受金
残高等報告書の記入方法について

平成 6 年 5 月 27 日付けで一部改正した割賦販売法施行規則のうち様式第11の「予約前受金残高等報告書」の記入方法については、今後下記により行うこととしたので、所管管内の都道府県担当課及び許可事業者に対し周知徹底及び指導方をお願いします。

なお、本件については別紙のとおり関係団体あて通知している。

記

- (1) 様式11の予約前受金残高等報告書（以下「報告書」という。）の報告は、法第19条の2（法第35条の3の3において準用する場合を含む。）の規定により記載を義務づけている帳簿（以下「法定帳簿」という。）の残高に基づき記入すること。

なお、当該法定帳簿の記載内容等では改正し、今回新たに報告事項とした「契約コース別」及び「営業所・代理店別」の報告等について様式どおりの記

入ができない許可事業者にあつては、事前に所管通商産業局担当課とその記入方法等について相談できることとしましたので、各許可事業者の会員管理システム等の実態を踏まえ、その記入方法等について個別に指導してください。この取扱いは、財務内容が健全で消費者苦情が少ない許可事業者に対しては過度な負担を強いることがないように特に留意して指導すること。（例えば、契約件数等の一部記入省略、買い物券発行後の残高等のその他の欄への統合記入、営業所・代理店別の統合記入等）

また、本報告書は法定帳簿に基づき作成することとするので、法定帳簿及び雑収入計上後の補助簿等の整備を徹底するよう指導してください。

- (2) 従来、本報告書は、許可事業者の貸借対照表における前受金の計上額を前提として報告している事例も見受けられたところであるが、貸借対照表における前受金計上額は経理上の処理を行ったものであり、通常は雑収入等へ移替えを行う等本来報告すべき予約前受金残高の額より少ない額が計上されている。このため、貸借対照表における前受金計上額は今後参考として扱うものとする。

なお、従前から本報告書の予約前受金残高と貸借対照表における前受金計上額との差額を報告書の備考欄に記入するよう指導しており、その内訳は各許可事業者において補助簿等を備え整理することとしている。

（従前は、貸借対照表における前受金計上額を本報告書に記載していたため、雑収入等の記入が外数となっていたが、今後は、1の考え方から備考欄に記入する額は当然内数となるので、注意されたい。）

- (3) この記入方法は、友の会、互助会等許可事業者からの報告において統一して取り扱うこととする。

(注) 昭和48年6月21日付け48企局第 524号「改正割賦販売法の施行について」
の3(7)及び昭和55年11月20日付け55産局第 824号「冠婚葬祭互助会の掛
金が中断している加入者の既払済掛金の取扱いについて」の2(3)①から
③についても引き続き徹底するよう指導してください。